○環境省告示第百六十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十五号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二日

環境大臣　長浜　博行

別表の一の項中

東京湾（全域。ただし、東京湾㈠、東京湾㈡、東京湾㈢及び東京湾㈣に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成21年３月31日

を

東京湾（全域。ただし、東京湾㈠、東京湾㈡、東京湾㈢、東京湾㈣及び東京湾㈤に係るを除く。）	海域生物A	イ	平成21年３月31日

に改め、

東京湾㈣（別記５の水域）	海域生物特A	イ	平成21年３月31日

を

東京湾㈣（別記５の水域）	海域生物特A	イ	平成21年３月31日
東京湾㈤（別記６の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日

に改める。

別表の一の項の次に次のように加える。

2　愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾）	伊勢湾（全域。ただし、伊勢湾㈠、伊勢湾㈡、伊勢湾㈢、伊勢湾㈣、伊勢湾㈤、伊勢湾㈥及び伊勢湾㈦に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈠（別記７の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈡（別記８の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈢（別記９の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈣（別記10の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈤（別記11の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈥（別記12の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日
	伊勢湾㈦（別記13の水域）	海域生物特A	イ	平成24年11月２日

別表の（注）の４の次に次のように加える。

5　別記６から13までに掲げる水域の範囲は、平成24年７月１日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

別表の（別記）の５の次に次のように加える。

6　千葉県館山市洲崎と同地点から北西1000mの地点（北緯34度59分14秒、東経139度44分48秒）を結ぶ線、館山港２号防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、船形漁港西防波堤先端と同港根岸防波堤先端を結ぶ線、富浦漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、勝山漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、保田漁港沖防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、千葉県富津市と同県安房郡鋸南町の境界である陸岸の地点と同地点から西方1543mの地点（北緯35度08分44秒、東経139度48分49秒）を結ぶ線、水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾㈡）

7　愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾㈠）

8　愛知県弥富市富浜鍋田ふ頭南東端の陸地の地点と同地点から南東670mの地点（北緯35度00分38秒、東経136度48分00秒）を結ぶ線、三重県三重郡川越町高松海岸南西端の陸地の地点を基点とする水深10mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾㈡）

9　冨具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点（北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒）と同地点から西方2500mの地点（北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒）を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（伊勢湾㈢）

10　三重県四日市市三田町南東端の陸地の地点と同地点から東方400mの地点（北緯34度56分13秒、東経136度40分22秒）を結ぶ線、磯津漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、楠漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鈴鹿漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、若松漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、千代崎港防波堤１号先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、白子漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、河芸漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、白塚漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、津なぎさまち船着場北防波堤先端と同船着場南防波堤先端を結ぶ線、津松阪港（津港区）にえ崎防波堤先端と岩田川北防波堤先端を結ぶ線、三重県津市雲出鋼管町北西端の陸地の地点と同地点から北東1500mの地点（北緯34度42分06秒、東経136度32分42秒）、水深10mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（伊勢湾㈣）

11　伊良湖岬と同地点から南南西1750mの地点（北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒）を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港（小佐地区）西防波堤先端と同港（小佐地区）東防波堤先端を結ぶ線、同港（豊浜地区）西防波堤先端と同港（豊浜地区）南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港（中州地区）西防波堤先端と同港（中州地区）東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、冨具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東8500mの地点（北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒）を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から南方12500mの地点（北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒）を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（伊勢湾㈤）